

試算に当たっての留意点（必ずご確認ください）

➤ 試算表をご利用する前に、必ずご確認ください。

1 加入期間について

- ① 令和7年度の東大和市の国民健康保険税の試算になります。
- ② 令和7年度は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間になります。
- ③ 「国保資格を取得した月」から「国保資格を喪失する月の前月」までの加入月数（月末時点で国保に加入している月数）に応じて、保険税が月割で課税されます。

2 加入者の年齢区分と収入金額等について

- ① 試算表の2の①の欄には、世帯主の情報を入力してください。世帯主が国保以外（擬制世帯主）の場合でも入力が必要となります。世帯主が国保以外の場合は、「擬主」のプルダウンから「●」を選択してください。
なお、世帯主は75歳以上の場合には、年齢区分を「65歳～74歳」とし、「擬主」を選択してください。
※擬制世帯主：世帯主は社会保険や後期高齢者医療制度に加入しているが、世帯員が国民健康保険に加入している場合の世帯主を「擬制世帯主（擬主）」といいます。
- ② 年齢区分は、令和7年4月1日時点の年齢を選択してください。
- ③ 令和7年度の国民健康保険税は、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の総所得金額等に基づき計算します。令和6年分の源泉徴収票や確定申告書等を参考に、給与収入、年金収入及びその他の所得（営業所得、不動産所得、配当所得、雑所得、一時所得等）を入力してください。分離課税所得（山林所得、株式譲渡所得等）も、その他の所得に含まれます。
- ④ 国保加入者が非自発的失業者に係る保険税の軽減に該当している場合は、対象者の前年中の給与所得を100分の30として、保険税を試算できます。「非自発」のプルダウンから「●」を選択してください。なお、軽減適用期間は離職日の翌日から翌年度末日までです。
※対象者：離職日現在、65歳未満の方で、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険受給資格通知」の「離職理由」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当している方。

3 その他留意点

- ① 加入者ごとに加入期間が異なる場合の保険税の計算はできません。
- ② 年度途中で実年齢が年齢区分をまたぐ方は、保険税が正しく計算されません。
- ③ 特定同一世帯所属者がいる世帯は、保険税が正しく計算されない場合があります。
※特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、移行後も継続して同一の世帯に属する方。ただし、世帯主が変更となった場合や、その世帯の世帯員ではなくなった場合は、特定同一世帯所属者ではなくなります。
- ④ 専従者給与がある方、又は専従者控除の適用を受けている方は、保険税が正しく計算されない場合があります。
- ⑤ 繰越控除の適用を受けている方は、保険税が正しく計算されない場合があります。
- ⑥ 保険税の試算結果は概算であり、実際の決定税額ではありません。ご利用に当たっては、自己責任でお願いします。あくまで参考の範囲（目安）としてご利用ください。